

技術提案について

1. 技術仕様等に関する留意事項

- (1) 提案する機器及びソフトウェアは、原則として入札時点で製品化されていること。ただし、入札時点で製品化されていない機器及びソフトウェアにより応札する場合には、技術的要件を満たすことが可能な旨の説明書、開発計画書、納入期限までに間に合うことの根拠を十分に説明できる資料及び確約書等、納入期限までに製品化されることを保証する資料及び確約書等を提出すること。なお、これらの判定は技術審査による。
- (2) 提案する機器及びソフトウェアの導入に際し、新たに開発もしくはカスタマイズする必要があるものについては、納入期限までの開発もしくはカスタマイズのスケジュール及び計画書を示し、納入期限までに間に合うことの根拠を十分に説明できる資料及び確約書等を提出すること。なお、これらの判定は技術審査による。
- (3) 提案する機器及びソフトウェアについて、型番変更、バージョンアップ、製造中止が予想される場合には、その最新版を提案すること。なお、その最新版についても技術的要件を満たすことが可能な旨の説明書、納入期限までに間に合うことの根拠を十分に説明できる資料及び確約書等を提出すること。なお、これらの判定は技術審査による。

2. 提案に関する留意事項

- (1) 提案書は本仕様書に記載された要求要件の各項目に対応させて記述すること。
- (2) 提案に関しては、単に「できます」、「有します」等の提案では技術審査に支障をきたす為、提案システムが本仕様書の要求要件をどのように満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的かつ分かり易く、資料を添付するなどして説明すること。その際付箋を貼付する、マーキングする等、当該要求要件を満たすことを説明する個所を、具体的かつ分かり易く示すこと。
- (3) 提案に際し、ホームページもしくはそれに掲載されたPDF ファイル等を印刷出力したのものをもって提案書の一部とする場合、印刷日時及び印刷したページもしくはPDF ファイル等のURLを、印刷物の余白に記載すること。
- (4) 記述内容が不明確である場合は、有効な提案書とみなされないので留意すること。特に、技術審査するにあたって、提案根拠が不明確である、説明が不十分であるなどして、技術審査に支障があると技術審査委員会が判断した場合は、要求要件を満たしていないものとみなす。
- (5) 提案書には提出資料に対する照会先を明記すること。
- (6) 提出された内容等について、問い合わせやヒアリングを行うことがあるので対応すること。
- (7) 提案書は日本語で作成すること。

3. 提案書の記載事項

- (1) システムの全体構成
- (2) ハードウェアの仕様と機能
- (3) ソフトウェアの仕様と機能
- (4) 要求要件を満たしていることを示す具体的な性能データ
- (5) 個々の要求要件を満たすための具体的な方策等
- (6) 機器毎の諸元表
- (7) 消費電力を算出するために必要なデータ
- (8) プロジェクト体制図
- (9) 保守・支援体制
- (10) 導入の作業日程と体制